

## 徳島県情報公開審査会答申第244号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成29年9月19日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇土地改良区が県に提出した（〇〇第〇号）平成28年4月7日付けの添付書類及び伺い報告書含む 〇〇部〇〇 農山漁村振興課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成29年10月3日、実施機関は、本件請求に係る公文書のうち農山漁村振興課が所管する公文書については「請求に係る保有公文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

平成29年10月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

#### 4 諮問

平成31年2月4日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

県は、今までに〇〇土地改良区の定款変更等の書類を開示しているが、平成28年4月7日付けの定款変更届け申請書に添付されているとした平成28年度の新定款がH29年8月29日は平成22度の定款を現在ある定款と公開しているが、H29年8月30日の公開資料の中で公開したものであるが、土地改良区から出された申請書の目次内容と異なる書類を公開しているのはおかしく、また、県は（〇〇第〇号）

と記載して拒絶し、あるべき書類を隠す行為は、隠蔽「枉法行為」そのものであり、おかしい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、審査請求人が公開を求めている公文書は、〇〇土地改良区（以下「本件土地改良区」という。）が県に提出した定款変更認可申請書、その添付書類及び県の認可に係る立案書類であると特定した。本件土地改良区の定款変更の認可は、〇〇総合県民局〇〇部〇〇庁舎が行っており、実施機関は書類を保有していないため、本件処分を行った。

#### 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年11月9日	諮問
令和5年2月28日	審議（第204回審査会）
同 年 3 月 2 8 日	審議（第205回審査会）

#### 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件請求に係る公文書について

審査請求人が公文書公開請求書に記載している平成28年4月7日付け〇〇第〇号とは、本件土地改良区が土地改良法（昭和42年法律第195号）第30条第2項に規定する認可を受けるため実施機関に提出した定款変更認可申請書である。

本件請求に対して、実施機関は、本件請求に係る公文書を〇〇土地改良区が県に提出した定款変更認可申請書、その添付書類及び県の認可に係る立案書類（以下「本件対象文書」という。）であると特定しているが、特別不合理な点はない。

##### 2 本件事案の審査対象について

実施機関は、土地改良区の定款変更の認可に係る事務は、〇〇総合県民局〇〇部〇〇庁舎が行うため、本件対象文書を農山漁村振興課では保有していない旨主張しているため、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 3 本件対象文書の保有の有無について

実施機関における事務分掌を確認すると、定款変更の認可に係る事務については、徳島県事務委任規則（昭和42年徳島県規則第16号）第8条の規定により総合県民局に委任されているため、農山漁村振興課が所掌していないことと認められる。

したがって、土地改良区の定款変更の認可については、〇〇総合県民局〇〇部〇〇庁舎が行うため、本件対象文書を保有していないという実施機関の主張に不合理な点はないと認められる。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
大森 千夏	弁護士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者